

被災地域等において創業を行う中小企業者等を支援するため、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

拡充

新規開業支援資金 女性、若者/シニア起業家支援資金

実施機関：日本政策金融公庫（国民生活事業）

対象者：上記資金の対象者であって、以下のいずれかに該当する者

- a)被災したことにより離職し、新たに創業する者
- b)特定被災区域^{※1}において創業する者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間：設備資金15年以内
運転資金7年以内

貸付金利：a)基準利率－1.4%（貸付後3年間）
基準利率－0.5%（貸付後4年以降）
b)基準利率－0.5%

※2

※1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域。

※2 1,000万円を限度として適用。また、設備資金は7年以内、運転資金は5年以内の期間で適用。平成23年12月8日現在で、基準利率は2.15%。

新設

新事業育成資金 （グローバル展開関連）

実施機関：日本政策金融公庫（中小企業事業）

対象者：高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者であって、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者

対象資金：設備資金及び長期運転資金

貸付限度額：6億円

貸付期間：設備資金15年以内
長期運転資金7年以内

貸付金利：特別利率^③（基準利率^{※1}－0.9%）

※1 平成23年12月8日現在、1.65%。